

姶良市投票所及び開票所秩序保持方針

姶良市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、各選挙における投票所（期日前投票所を含む。以下同じ。）及び開票所（開票事務を行う場合の選挙会場を含む。以下同じ。）の秩序保持について、公職選挙法第58条から第60条まで、第69条、第74条、第82条及び第85条の規定に基づき、以下のとおり方針を定めるものとする。

1. 投票所に関する事項

（1）秩序保持の義務

投票所においては、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為を行ってはならない。

（2）撮影、録音及び通話の禁止

投票所内における撮影、録音及び通話は、媒体の種別を問わず行ってはならない。

ただし、委員会が管理運営の必要上、自ら当該行為を行う場合及び報道機関等特別に投票管理者が認めた場合を除く。

なお、投票管理者が特別に認めた報道機関が撮影する場合においては、選挙人が判別できるような撮影や、投票の記載内容が判読できるような撮影を行ってはならない。

（3）投票立会人に関する事項

ア 立会人席での携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等の電子機器の操作は禁止する。

イ 立会人席で使用する筆記用具は、原則として委員会が用意するものに限る。

ウ 職務中にあってはみだりに席を立たないこと。離席の必要がある場合には投票管理者に許可を求める。

エ 職務中は投票管理者の指示に従うこと。

2. 開票所に関する事項

（1）秩序保持の義務

開票所においては、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為を行ってはならない。

（2）撮影及び録音の禁止

開票所内における撮影及び録音は、媒体の種別を問わず行ってはならない。

ただし、委員会が管理運営の必要上、自ら当該行為を行う場合及び報道機関等開票管理者（選挙会場で開票事務を行う場合の選挙長を含む。以下同じ。）が認めた場合を除く。

なお、開票管理者が特別に認めた報道機関が撮影する場合においては、投票の記載内容が判読できるような撮影を行ってはならない。

(3) 開票（選挙）立会人に関する事項

- ア 立会人席での携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等の電子機器の操作は禁止する。
- イ 立会人席で使用する筆記用具は、原則として委員会が用意するものに限る。
- ウ 立会人の職務が終了するまでは、参観人等を含め外部との連絡を行ってはならない。
- エ 職務中にあってはみだりに席を立たないこと。離席の必要がある場合には開票管理者に許可を求める。
- オ 票の点検に際し、意見を述べることは許されるが、不必要に時間をかけるなど、遅延行為を行ってはならない。
- カ 職務中は開票管理者の指示に従うこと。

(4) 開票（選挙）参観人に関する事項

- ア 参観できる者は次に掲げる者とし、参観にあたっては開票管理者の指示に従うこと。
 - ① 姶良市の選挙人名簿に登録されている者
 - ② 開票管理者が認めた報道機関の関係者
 - ③ 開票管理者が特別に認めた者
- イ 開票作業中は静肅にし、大声・奇声を発する等開票作業の妨げとなる行為を行ってはならない。
- ウ その他、円滑な開票事務の妨げとなる一切の行為を行ってはならない。

3. 秩序保持のための処分等

- (1) 公職選挙法第60条、第74条及び第85条に基づき、秩序をみだす行為があると投票管理者又は開票管理者が判断した場合は、同管理者は当該行為者に対し当該行為を中止するよう命じる。
- (2) 当該行為者が中止の命令に従わない場合は、投票管理者又は開票管理者は同行為者に対し退出を命じる。
- (3) 前号の措置を行った後においても、なお、秩序を保持し難いような場合は、公職選挙法第59条、第74条及び第85条に基づき、投票管理者又は開票管理者は、警察官への処分請求を行う。